

2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み

(2)人権啓発

③ 地域における啓発活動の推進

地域のあらゆる機会や場を通じて人権について学ぶ機会の拡充に努めます。また、地域住民の自主的、主体的な活動を支援します。

〈施策の方向性〉

- ・地域交流センターや市民センターにおける学ぶ機会の拡充
- ・人権啓発推進者や人権啓発コーディネーターによる家庭、学校、地域、職域等での学ぶ機会の拡充
- ・市民ニーズや地域の実情に応じた啓発活動への支援
- ・地域での人権学習への支援

①推進のための取組み																					
第4章 2-(2)-③ 地域における啓発活動の推進																					
②施策の方向性																					
地域交流センターや市民センターにおける学ぶ機会の拡充																					
③事業名	④実施期間	⑤所管局																			
地域交流センター人権啓発事業及び地域交流事業	平成17年度～	保健福祉局																			
⑥事業・取組みの内容																					
<p>【人権全般】</p> <p>地域交流センターにおいて人権啓発に係るイベントや人権講演会など(人権啓発事業)を実施し、また、各種講座やクラブ活動、レクリエーション事業(地域交流事業)を実施することにより、地域住民の人と人のふれあい交流を図りながら、人権への関心や理解を深めてもらうもの。</p>																					
⑦令和4年度までの実施状況																					
<p>○人権啓発事業：地域住民や各種ボランティアグループ、団体、関係行政機関などで実行委員会等をつくり、人権啓発につながる「講演会」や「コンサート」、「シンポジウム」などを開催した。</p> <p>○地域交流事業：講座や各種のクラブ活動、レクリエーション事業を通して、教養、文化の向上や地域住民の人たちの交流を図ることで仲間づくりと連帯感、協調性を高め、人権課題に対する理解の促進を図った。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">人権啓発事業</td> <td>5事業</td> <td>20事業</td> <td>32事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域交流事業</td> <td>クラブ活動</td> <td>44,941人</td> <td>35,057人</td> <td>42,033人</td> </tr> <tr> <td>講座・講演会等</td> <td>18,462人</td> <td>18,687人</td> <td>30,110人</td> </tr> </tbody> </table>			区 分		R2	R3	R4	人権啓発事業		5事業	20事業	32事業	地域交流事業	クラブ活動	44,941人	35,057人	42,033人	講座・講演会等	18,462人	18,687人	30,110人
区 分		R2	R3	R4																	
人権啓発事業		5事業	20事業	32事業																	
地域交流事業	クラブ活動	44,941人	35,057人	42,033人																	
	講座・講演会等	18,462人	18,687人	30,110人																	
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																					
<table border="1"> <tr> <th>評 価</th> </tr> <tr> <td>概ね指針どおり</td> </tr> <tr> <td>一部課題あり</td> </tr> <tr> <td>課題あり</td> </tr> </table>	評 価	概ね指針どおり	一部課題あり	課題あり	<p>多数の市民の参加を得て、人権への関心や理解を深めてもらうことができたと考える。</p>																
評 価																					
概ね指針どおり																					
一部課題あり																					
課題あり																					
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																					
<p>講座では、地域住民のニーズの把握や情報収集に努め、マンネリ化しないような工夫が必要である。また、講演会では、参加者が毎回固定化されないよう、テーマや講師、開催日時の工夫が必要である。</p>																					
⑩令和5年度以降の実施計画																					
<p>年間を通じて、人権啓発に係るイベントや人権講演会などを積極的に行うとともに、各種講座やクラブ活動、レクリエーション事業を実施する。</p>																					

①推進のための取組み																										
第4章 2-(2)-③ 地域における啓発活動の推進																										
②施策の方向性																										
人権啓発推進者や人権啓発コーディネーターによる家庭、学校、地域、職域等での学ぶ機会の拡充																										
③事業名	④実施期間	⑤所管局																								
人権啓発推進者養成講座等の実施(再掲) 第4章 2-(1)-②-ウ,2-(2)-②,④	平成17年度～	保健福祉局																								
⑥事業・取組みの内容																										
<p>【人権全般】</p> <p>行政、地域、企業等における人権研修・人権啓発担当者を対象に、人権啓発推進者に必要な知識の習得などを目的として実施している。この講座を通して、人権問題についての知識を深めるとともに、効果的な研修計画実施の手法などを幅広く学び、今後の人権啓発活動の実践に役立てるものである。</p>																										
⑦令和4年度までの実施状況																										
<p>「人権啓発推進者養成講座」を実施しており、概ね、年3回、基礎編、発展編及び人権啓発コーディネーター養成講座を開催している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度人権啓発コーディネーター養成講座、令和2年度の全講座を中止、令和3年度人権啓発コーディネーター養成講座を通信講座とした。</p>																										
<p>【修了者数】 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎編</td> <td>38</td> <td>41</td> <td>-</td> <td>84</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>発展編</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>-</td> <td>56</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>人権啓発コーディネーター養成講座</td> <td>19</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>11</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	H30	R1	R2	R3	R4	基礎編	38	41	-	84	54	発展編	25	15	-	56	31	人権啓発コーディネーター養成講座	19	-	-	11	30
区 分	H30	R1	R2	R3	R4																					
基礎編	38	41	-	84	54																					
発展編	25	15	-	56	31																					
人権啓発コーディネーター養成講座	19	-	-	11	30																					
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																										
評 価	<p>研修を受講することにより、企業の人権研修担当者の資質向上が図られ、効果的な人権研修の実施や人権に配慮した企業活動が行えるようになっている。また、市民センター館長等の研修修了者数も増え、各地域で人権啓発事業が実施されている。</p> <p>令和4年度は、人権啓発コーディネーター養成講座を対面で4年ぶりに実施した。令和元年度以降の発展編修了者の中から30人受講し、受講者全員をコーディネーター養成講座修了者として認定したことは、各地域・職域で人権啓発を行う人材育成の充実ができたと思われる。</p>																									
概ね指針どおり																										
一部課題あり																										
課題あり																										
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																										
人権研修担当者の資質向上のため、必要に応じて研修プログラムの見直しを行い更なる充実を図りたい。																										
⑩令和5年度以降の実施計画																										
継続実施																										

①推進のための取組み														
第4章 2-(2)-③ 地域における啓発活動の推進														
②施策の方向性														
市民ニーズや地域の実情に応じた啓発活動への支援														
③事業名		④実施期間		⑤所管局										
人権啓発モニター(再掲)		第4章 2-(2)-①,⑥		平成18年度～ 保健福祉局										
⑥事業・取組みの内容														
【人権全般】														
<p>市民一人ひとりが人権尊重の考え方を正しく理解し行動へとつなげていくためには、人権啓発が行政等からの一方的な情報提供ではなく、市民の理解と共感を得るとともに、人権を身近に考えることができるように推進する必要がある。</p> <p>そのためには、市民ニーズに加え、各種啓発事業の事業効果を把握することが不可欠であるため、毎年度ごとに人権啓発モニターを募集し、各種啓発事業への参加(視聴、閲覧)をお願いし、アンケートを実施するもの。(H25年度まで年3回 H26年度から年2回)</p>														
【参加・視聴・閲覧していただく事業】														
1 福岡県同和問題啓発強調月間行事について 2 人権の約束事運動「ほっとハート北九州」について 3 人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」について 4 人権週間行事について 5 啓発冊子・パンフレットについて 6 その他 人権啓発の取り組みについてのご意見等														
【応募資格及び募集人員】														
市内に住む18歳以上の人。100名程度。														
⑦令和4年度までの実施状況														
<p style="text-align: center;">【モニター数】 (単位:人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">73</td> <td style="text-align: center;">55</td> <td style="text-align: center;">69</td> <td style="text-align: center;">71</td> <td style="text-align: center;">74</td> </tr> </tbody> </table>					H30	R1	R2	R3	R4	73	55	69	71	74
H30	R1	R2	R3	R4										
73	55	69	71	74										
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由														
評価														
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>平成25年度から募集方法を変え、市内在住者だけでなく市内への通勤・通学者も対象とした。モニターからは各事業の評価や意見、要望などについて具体的な提案が寄せられ、事業の課題が明確になるとともに、改善に向けたヒントを得ることができたため、効果的な啓発事業の推進につながった。</p>													
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し														
<p>継続して事業を実施する。より啓発事業の推進につながる設問の検討を図っていく必要があると考える。また、モニターへの参加人数を増やすため、募集方法の工夫が必要である。</p>														
⑩令和5年度以降の実施計画														
<p>今後も同様に継続していく。より多くの方の意見を啓発事業の参考とできるように募集方法を工夫する。概ね100名程度とし、今まで同様アンケート形式での意見聴取とする。</p>														

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-③ 地域における啓発活動の推進		
②施策の方向性		
地域での人権学習への支援		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実(再掲) 第3章 2-(8) 第4章 2-(2)-①,④,⑤	平成11年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>市民や市内各種団体、企業等が実施する人権学習や人権研修を支援するため、人権推進センター人権文化推進課において、人権に関する図書、DVD、「明日への伝言板」CDの貸出しを行うほか、視聴コーナーを開設。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>同和問題(部落差別)・ハラスメント・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人など様々な人権課題に係る図書、DVD等を整備し、貸出しを行っている。ホームページでこれら視聴覚教材の貸出案内を行っている。</p> <p>R4年度利用実績:1,086回、視聴者16,953人 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、視聴コーナーは、年間を通じて閉鎖した。</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	貸出し要望の多い同和問題(部落差別)や各種ハラスメントなどに関するもの、新規に発生した人権課題に関するものなど、多様化する人権課題とニーズに対応したライブラリーの整備を行い、企業や各種団体等の人権研修や人権啓発活動への支援を継続して行うことにより、企業等の人権意識の向上に役立つことができた。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
「人権問題に関する市民意識調査」(令和2年度実施)の結果を受け、市民に関心が高い「障害のある人」や「子ども」の人権、「インターネットやSNSによる人権侵害」に関するDVDや図書整備について、更なる充実を目指す。また、多様化、複雑化する人権課題に対応した整備を行うため、人権を取り巻く情勢の把握に努める。		
⑩令和5年度以降の実施計画		
今後も利用者のニーズに応えるようライブラリーの整備・充実に努める。		

①推進のための取組み																																																								
第4章 2-(2)-③ 地域における啓発活動の推進																																																								
②施策の方向性																																																								
地域での人権学習への支援																																																								
③事業名	④実施期間	⑤所管局																																																						
ゲートキーパー養成研修の実施（再掲） 第3章 2-(4) 第4章 2-(1)-②-ウ,2-(2)-②	平成20年度～	保健福祉局																																																						
⑥事業・取組みの内容																																																								
【人権全般】																																																								
<p>地域において、自殺対策を広く効果的な推進を図ることを目的として、自殺防止のために早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成するため、次の3種の研修を行う。</p> <p>(1)区役所職員向け研修 (2)かかりつけ医うつ病対応力向上研修 (3)民生委員・ケアマネージャー等対象の研修</p>																																																								
⑦令和4年度までの実施状況																																																								
<p>(1)職員向け研修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>10回</td> <td>7回</td> <td>4回</td> <td>5回</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>延727名</td> <td>延590名</td> <td>延383名</td> <td>延555名</td> <td>延453名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)かかりつけ医うつ病対応力向上研修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>44名</td> <td>43名</td> <td>39名</td> <td>33名</td> <td>59名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)民生委員・ケアマネージャー等対象の研修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>70回</td> <td>80回</td> <td>34回</td> <td>53回</td> <td>70回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>延2,771名</td> <td>延3,074名</td> <td>延694名</td> <td>延1,381名</td> <td>延2,533名</td> </tr> </tbody> </table>				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	回数	10回	7回	4回	5回	6回	参加人数	延727名	延590名	延383名	延555名	延453名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	回数	1回	1回	1回	1回	1回	参加人数	44名	43名	39名	33名	59名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	回数	70回	80回	34回	53回	70回	参加人数	延2,771名	延3,074名	延694名	延1,381名	延2,533名
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																			
回数	10回	7回	4回	5回	6回																																																			
参加人数	延727名	延590名	延383名	延555名	延453名																																																			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																			
回数	1回	1回	1回	1回	1回																																																			
参加人数	44名	43名	39名	33名	59名																																																			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																			
回数	70回	80回	34回	53回	70回																																																			
参加人数	延2,771名	延3,074名	延694名	延1,381名	延2,533名																																																			
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																																																								
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>自殺対策の研修において、社会全体で取り組むべき問題として、自殺の現状、うつ病等の精神疾患、遺された人(自死遺族)への支援等について、正しい認識と理解を得られる機会となった。</p>																																																							
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																																																								
関係部署・窓口及び関係団体との連携を強化することで、効率的・効果的な事業展開を図ることが求められる。																																																								
⑩令和5年度以降の実施計画																																																								
継続実施予定																																																								

①推進のための取組み																				
第4章 2-(2)-③ 地域における啓発活動の推進																				
②施策の方向性																				
地域での人権学習への支援																				
③事業名	④実施期間	⑤所管局																		
自殺対策出前講座の実施(再掲)	第4章 2-(2)-②	平成21年度～ 保健福祉局																		
⑥事業・取組みの内容																				
<p>【人権全般】</p> <p>自殺対策に関する啓発及びうつ病等の精神疾患の正しい理解を得るため、市民センター等において出前講座を実施する。</p>																				
⑦令和4年度までの実施状況																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>42回</td> <td>46回</td> <td>18回</td> <td>33回</td> <td>57回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>延1,956名</td> <td>延1,875名</td> <td>延665名</td> <td>延1,396名</td> <td>延2,222名</td> </tr> </tbody> </table>				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	回数	42回	46回	18回	33回	57回	参加人数	延1,956名	延1,875名	延665名	延1,396名	延2,222名
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度															
回数	42回	46回	18回	33回	57回															
参加人数	延1,956名	延1,875名	延665名	延1,396名	延2,222名															
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																				
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>市民センター等を主な会場とすることで、地域のニーズに応じた内容の講義を行うことができ、あわせて自殺対策についても、啓発と正しい理解を図るため有効な手段となっている。 また、市民センタースタッフをはじめ、地域のゲートキーパーとなるべき人の受講も多く得られている。</p>																			
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																				
<p>これまで講座を実施または受講したことのない人にその機会を提供するため、自殺対策及び本事業について広報・啓発をより強化する必要がある。</p>																				
⑩令和5年度以降の実施計画																				
継続実施																				

2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み

(2)人権啓発

④ 企業の啓発活動への支援

企業の効果的な人権研修や人権に配慮した企業活動を推進するための支援を積極的に行います。

〈施策の方向性〉

- ・企業研修を充実させるための人権啓発推進者の養成支援
- ・講師情報や啓発資料・教材等の提供など人権研修への支援
- ・企業等が効果的に人権啓発活動に取り組むための支援(再掲)

①推進のための取組み																										
第4章 2-(2)-④ 企業の啓発活動への支援																										
②施策の方向性																										
企業研修を充実させるための人権啓発推進者の養成支援																										
③事業名	④実施期間	⑤所管局																								
人権啓発推進者養成講座等の実施(再掲) 第4章 2-(1)-②-ウ,2-(2)-②,③	平成17年度～	保健福祉局																								
⑥事業・取組みの内容																										
<p>【人権全般】</p> <p>行政、地域、企業等における人権研修・人権啓発担当者を対象に、人権啓発推進者に必要な知識の習得などを目的として実施している。この講座を通して、人権問題についての知識を深めるとともに、効果的な研修計画実施の手法などを幅広く学び、今後の人権啓発活動の実践に役立てるものである。</p>																										
⑦令和4年度までの実施状況																										
<p>「人権啓発推進者養成講座」を実施しており、概ね、年3回、基礎編、発展編及び人権啓発コーディネーター養成講座を開催している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度人権啓発コーディネーター養成講座、令和2年度の全講座を中止、令和3年度人権啓発コーディネーター養成講座を通信講座とした。</p>																										
<p>【修了者数】 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎編</td> <td>38</td> <td>41</td> <td>-</td> <td>84</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>発展編</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>-</td> <td>56</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>人権啓発コーディネーター養成講座</td> <td>19</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>11</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	H30	R1	R2	R3	R4	基礎編	38	41	-	84	54	発展編	25	15	-	56	31	人権啓発コーディネーター養成講座	19	-	-	11	30
区 分	H30	R1	R2	R3	R4																					
基礎編	38	41	-	84	54																					
発展編	25	15	-	56	31																					
人権啓発コーディネーター養成講座	19	-	-	11	30																					
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																										
評 価	<p>研修を受講することにより、企業の人権研修担当者の資質向上が図られ、効果的な人権研修の実施や人権に配慮した企業活動が行えるようになっている。また、市民センター館長等の研修修了者数も増え、各地域で人権啓発事業が実施されている。</p> <p>令和4年度は、人権啓発コーディネーター養成講座を対面で4年ぶりに実施した。令和元年度以降の発展編修了者の中から30人受講し、受講者全員をコーディネーター養成講座修了者として認定したことは、各地域・職域で人権啓発を行う人材育成の充実ができたと思われる。</p>																									
概ね指針どおり																										
一部課題あり																										
課題あり																										
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																										
人権研修担当者の資質向上のため、必要に応じて研修プログラムの見直しを行い更なる充実を図りたい。																										
⑩令和5年度以降の実施計画																										
継続実施																										

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-④ 企業の啓発活動への支援		
②施策の方向性		
講師情報や啓発資料・教材等の提供など人権研修への支援		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実(再掲) 第3章 2-(8) 第4章 2-(2)-①,③,⑤	平成11年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>市民や市内各種団体、企業等が実施する人権学習や人権研修を支援するため、人権推進センター人権文化推進課において、人権に関する図書、DVD、「明日への伝言板」CDの貸出しを行うほか、視聴コーナーを開設。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>同和問題(部落差別)・ハラスメント・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人など様々な人権課題に係る図書、DVD等を整備し、貸出しを行っている。ホームページでこれら視聴覚教材の貸出案内を行っている。</p> <p>R4年度利用実績:1,086回、視聴者16,953人 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、視聴コーナーは、年間を通じて閉鎖した。</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	貸出し要望の多い同和問題(部落差別)や各種ハラスメントなどに関するもの、新規に発生した人権課題に関するものなど、多様化する人権課題とニーズに対応したライブラリーの整備を行い、企業や各種団体等の人権研修や人権啓発活動への支援を継続して行うことにより、企業等の人権意識の向上に役立つことができた。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
「人権問題に関する市民意識調査」(令和2年度実施)の結果を受け、市民に関心が高い「障害のある人」や「子ども」の人権、「インターネットやSNSによる人権侵害」に関するDVDや図書整備について、更なる充実を目指す。また、多様化、複雑化する人権課題に対応した整備を行うため、人権を取り巻く情勢の把握に努める。		
⑩令和5年度以降の実施計画		
今後も利用者のニーズに応えるようライブラリーの整備・充実に努める。		

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-④ 企業の啓発活動への支援		
②施策の方向性		
企業等が効果的に人権啓発活動に取り組むための支援(再掲)		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
北九州市人権問題啓発推進協議会への支援(再掲) 第3章 2-(1),(8) 第4章 2-(2)-⑦	昭和50年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
【人権全般】		
<p>北九州市人権問題啓発推進協議会は、人権問題の解決、人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動等を行うことを目的に、市内の企業、市民団体、行政機関などが会員として参加する全市を挙げた組織である。</p> <p>北九州市、北九州市教育委員会等との連携のもと、主に会員を対象にした研修会、講演会、人権啓発推進者養成講座等の開催や、人権啓発研究集会等への会員の研修派遣、人権啓発資料の作成、配布や啓発DVD等の整備、貸出などの事業を行っている。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
事務局を人権推進センター内に置いて連携を図るとともに、人権啓発事業に要する経費の一部を助成している。		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>令和5年3月末日現在での会員数は375(うち企業部会272)。協議会では、企業への人権研修に力を入れており、全会員研修会や市と共催での人権啓発推進者養成講座等を実施している。</p> <p>令和4年度全会員研修会の受講者アンケートでは、回答者が講演内容について「大変良かった」「よかった」と回答した割合が、1回目研修会では約74%、2回目研修会では約90%であり、高い啓発効果が得られたと考えられる。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>事業自体は、会員団体の総意をもとに順調に実施してきており、各団体の人権啓発ならびに、人権啓発推進者の養成に寄与してきている。</p> <p>今後の課題は、新規会員団体の確保であり、北九州市人権問題啓発推進協議会加入の利点を企業内同和問題研修推進委員会関連企業などに呼びかけていく必要がある。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、人権啓発推進者養成講座等の開催 ・人権啓発研究集会等への会員企業等従業員の研修派遣 ・人権啓発資料の作成、配布や啓発ビデオ等の整備、貸出 ・人権の約束事運動「ほっとハート北九州」推進協議会への参加登録促進 などの支援 		

2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み

(2)人権啓発

⑤ 人権啓発ネットワークの充実

市民活動団体等と人権啓発に関する情報交換や協働事業を行うなど人権啓発のネットワークを充実します。市民が気軽に交流できる機会と場の提供に努めます。

〈施策の方向性〉

- ・市民活動団体等との連携による人権啓発活動の充実
- ・人権情報の交換や交流等市民活動の交流を促進する機会と場の提供

①推進のための取組み												
第4章 2-(2)-⑤ 人権啓発ネットワークの充実												
②施策の方向性												
市民活動団体等との連携による人権啓発活動の充実												
③事業名	④実施期間	⑤所管局										
ふれあいフェスタの開催(再掲) 第3章 2-(6) 第4章 2-(1)-②-イ,2-(2)-①	平成17年度～	保健福祉局										
⑥事業・取組みの内容												
<p>【人権全般】</p> <p>人権に関する講演会やパネル展示、人権・福祉団体による出展(活動の紹介・展示・販売)などを行い、明るく楽しい雰囲気の中で人権の大切さについて考えるイベント。</p>												
⑦令和4年度までの実施状況												
<p>平成17年度から開催。 会場は、平成25年度までは西日本総合展示場新館、平成26年度からはウェルとばた。 平成27年度からは、ステージイベントを障害者芸術祭と共同開催している。</p> <p style="text-align: center;">【来場者数】 (単位:人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,400</td> <td>3,500</td> <td>0</td> <td>2,400</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">R2は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止</p>			H30	R1	R2	R3	R4	3,400	3,500	0	2,400	3,500
H30	R1	R2	R3	R4								
3,400	3,500	0	2,400	3,500								
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由												
評 価												
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>これまで、ステージイベントの実施やパネル展示等を通じて、多くの市民に人権問題を身近に考える機会を提供することができた。 「ふれあいフェスタ2022」の来場者アンケートでは、回答者の約92パーセントの方が「イベントに参加して、人権問題についての関心や理解が、『大変深まった』もしくは『おおむね深まった』と回答しており、高い啓発効果が得られたと考えられる。</p>											
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し												
ブース出展やステージイベント等について、引き続き、人権について考えるきっかけづくりや来場者数の増加を見込める内容を検討する。												
⑩令和5年度以降の実施計画												
継続実施												

①推進のための取組み					
第4章 2-(2)-⑤ 人権啓発ネットワークの充実					
②施策の方向性					
市民活動団体等との連携による人権啓発活動の充実					
③事業名		④実施期間		⑤所管局	
自助グループ(セルフヘルプ・グループ)の支援(再掲) 第3章 2-(2),(6),(9) 第4章 2-(1)-②-1,2-(2)-①		平成11年度～		保健福祉局	
⑥事業・取組みの内容					
<p>【人権全般】</p> <p>自助グループ(セルフヘルプ・グループ)とは、同じ悩みや問題を抱える人が集うことにより、互いに悩みをわかち合い、わかりあえるという体験を通して、問題からの回復や悩みに対処する力を得るものである。周囲の人に対し、当事者が抱える依存症や精神障害といった問題への理解を求めるとを旨とする活動を行うグループもある。</p> <p>そこで、市民活動としての自助グループの活動を支援するとともに、市民に対し、自助グループの重要性と問題への理解を求めるとの啓発を行う。</p> <p>(1)セルフヘルプ・フォーラムの開催 市民に対し、自助グループの重要性と問題について啓発するとともに、自助グループに関する情報提供と自助グループとの出会いの場を提供することを目的に、体験発表・講演・モデルミーティング等を行う。</p> <p>(2)北九州セルフハート会議 北九州市を中心に活動する自助グループのネットワーク会議として開催。セルフヘルプ・フォーラムの実行委員会としての役割も果たす。また、毎年、各グループの情報をまとめた情報誌を作成し、市民へ配布している。</p>					
⑦令和4年度までの実施状況					
(1)セルフヘルプ・フォーラム(平成11年度より年1回開催)					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度※	令和3年度	令和4年度
開催日	11月3日(土・祝)	11月4日(月・祝)	-	11月3日(水・祝)	11月3日(木・祝)
参加人数	約220名	約190名	-	87名	101名
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止					
(2)北九州セルフハート会議(平成11年度より開催)毎月第4月曜日19:00～					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数	10回	10回	7回	7回	11回
参加人数	延167名	延124名	延91名	延82名	延111名
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由					
評価					
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	北九州セルフハート会議の活動を通して、市民活動としての自助グループの活動を支援し、さらにセルフヘルプ・フォーラムを開催することで、その情報や重要性を市民に情報提供することができた。また、各グループのメンバーが抱える悩み(障害・病気等)や問題について、同じような悩みを持つ市民と各グループとの出会いの場を提供する機会となっている。				
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し					
参加者や参加グループが固定化される傾向があるため、一般市民や新たなグループの参加が増えるよう広報する必要がある。					
⑩令和5年度以降の実施計画					
(1)セルフヘルプ・フォーラム 継続実施予定					
(2)北九州セルフハート会議 毎月1回開催					

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-⑤ 人権啓発ネットワークの充実		
②施策の方向性		
人権情報の交換や交流等市民活動の交流を促進する機会と場の提供		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実(再掲) 第3章 2-(8) 第4章 2-(2)-①,③,④	平成11年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>市民や市内各種団体、企業等が実施する人権学習や人権研修を支援するため、人権推進センター人権文化推進課において、人権に関する図書、DVD、「明日への伝言板」CDの貸出しを行うほか、視聴コーナーを開設。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>同和問題(部落差別)・ハラスメント・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人など様々な人権課題に係る図書、DVD等を整備し、貸出しを行っている。ホームページでこれら視聴覚教材の貸出案内を行っている。</p> <p>R4年度利用実績:1,086回、視聴者16,953人 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、視聴コーナーは、年間を通じて閉鎖した。</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	貸出し要望の多い同和問題(部落差別)や各種ハラスメントなどに関するもの、新規に発生した人権課題に関するものなど、多様化する人権課題とニーズに対応したライブラリーの整備を行い、企業や各種団体等の人権研修や人権啓発活動への支援を継続して行うことにより、企業等の人権意識の向上に役立つことができた。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
「人権問題に関する市民意識調査」(令和2年度実施)の結果を受け、市民に関心が高い「障害のある人」や「子ども」の人権、「インターネットやSNSによる人権侵害」に関するDVDや図書整備について、更なる充実を目指す。また、多様化、複雑化する人権課題に対応した整備を行うため、人権を取り巻く情勢の把握に努める。		
⑩令和5年度以降の実施計画		
今後も利用者のニーズに応えるようライブラリーの整備・充実に努める。		

①推進のための取組み												
第4章 2-(2)-⑤ 人権啓発ネットワークの充実												
②施策の方向性												
人権情報の交換や交流等市民活動の交流を促進する機会と場の提供												
③事業名	④実施期間	⑤所管局										
ふれあいフェスタの開催(再掲) 第3章 2-(6) 第4章 2-(1)-②-1,2-(2)-①	平成17年度～	保健福祉局										
⑥事業・取組みの内容												
<p>【人権全般】</p> <p>人権に関する講演会やパネル展示、人権・福祉団体による出展(活動の紹介・展示・販売)などを行い、明るく楽しい雰囲気の中で人権の大切さについて考えるイベント。</p>												
⑦令和4年度までの実施状況												
<p>平成17年度から開催。 会場は、平成25年度までは西日本総合展示場新館、平成26年度からはウェルとばた。 平成27年度からは、ステージイベントを障害者芸術祭と共同開催している。</p> <p style="text-align: center;">【来場者数】 (単位:人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,400</td> <td>3,500</td> <td>0</td> <td>2,400</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">R2は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止</p>			H30	R1	R2	R3	R4	3,400	3,500	0	2,400	3,500
H30	R1	R2	R3	R4								
3,400	3,500	0	2,400	3,500								
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由												
評 価												
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>これまで、ステージイベントの実施やパネル展示等を通じて、多くの市民に人権問題を身近に考える機会を提供することができた。 「ふれあいフェスタ2022」の来場者アンケートでは、回答者の約92パーセントの方が「イベントに参加して、人権問題についての関心や理解が、『大変深まった』もしくは『おおむね深まった』と回答しており、高い啓発効果が得られたと考えられる。</p>											
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し												
ブース出展やステージイベント等について、引き続き、人権について考えるきっかけづくりや来場者数の増加を見込める内容を検討する。												
⑩令和5年度以降の実施計画												
継続実施												

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-⑤ 人権啓発ネットワークの充実		
②施策の方向性		
人権情報の交換や交流等市民活動の交流を促進する機会と場の提供		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権啓発マッチ(再掲)	第3章 2-(6) 第4章 2-(2)-①	平成26年度～ 保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
【人権全般】 幅広い層の市民を対象に人権意識の高揚を図ることを目的とし、北九州市のプロサッカーチームであるギラヴァンツ北九州と連携し、PRブースの設置や場内アナウンス等を行う人権啓発マッチを実施するもの。		
⑦令和4年度までの実施状況		
【R4年度】 ・日時 6月26日(日)18:00キックオフ(VSカマタマーレ讃岐) ・場所 ミクニワールドスタジアム北九州 ・来場者数 2,480人 ・啓発活動内容 モモマルくんによるキックインセレモニー 大型ビジョンでの人権啓発動画放映 ギラン1日人権擁護委員委嘱状交付式 紙うちわの制作・配布(1,000枚) ブースを設置し、啓発用チラシや「モモマルくんと考えよう」などを配布		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	市内プロスポーツチームであるギラヴァンツ北九州と連携したホームゲームでの啓発活動により、動画放映や、ハーフタイムPR、スタジアムDJのアナウンス等様々な方法で啓発活動を実施し、多くの市民への理解の促進に繋がったと考えられる。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
引き続き、より一層市民の人権意識の高揚を図るような啓発手法を工夫し、実施していく。		
⑩令和5年度以降の実施計画		
継続して、様々な人権課題についてスポーツチームと連携した啓発を行う。		

2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み

(2)人権啓発

⑥ 調査・研究機能の充実

人権に関する情報の収集や人権啓発に関する調査・研究に努めるとともに、市民のニーズや事業効果を把握し、効果的な啓発活動に努めます。

〈施策の方向性〉

・大学・研究機関等との連携による人権情報の収集や啓発手法等の調査・研究

・市民ニーズや事業効果の把握(再掲)

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-⑥ 調査・研究機能の充実		
②施策の方向性		
大学・研究機関等との連携による人権情報の収集や啓発手法等の調査・研究		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
「人権問題に関する市民意識調査」の実施	昭和51年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>本市では、1976(昭和51)年以来、5年ごとに人権問題に関する意識調査を実施している。この調査は、人権問題に関する北九州市民の意識の現状を把握し、今後の人権行政を一層推進していくことを目的としている。</p> <p>なお、1995(平成7)年までは主として同和問題(部落差別)を中心に実施したが、2000(平成12)年からは人権問題全般に関する調査を実施している。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>昭和51年度から5年ごとに意識調査を実施、令和2年度に第10次意識調査を実施し報告書を作成、公表した。報告書の作成にあたっては、大学の研究機関の監修を受け、専門的な見地からの分析を実施した。</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>人権問題に関する意識の現状について、学識経験者による詳しい分析を行い、詳細を把握することができた。また分析結果については、啓発事業のテーマや講師の選定等に活用している。</p>	
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>引き続き、分析結果の周知及び啓発等への活用を図っており、より市民のニーズに合った啓発事業を展開できるものとする。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<p>調査結果をもとに啓発事業を検討、令和7年度に市民意識調査(第11次)を実施(予定)</p>		

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-⑥ 調査・研究機能の充実		
②施策の方向性		
大学・研究機関等との連携による人権情報の収集や啓発手法等の調査・研究		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
(公財)人権教育啓発推進センターからの人権情報の収集		保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>(公財)人権教育啓発推進センターは法務省の委託を受け、①人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネルや地方公共団体が作成した啓発資料などを収集・整理、②これらの資料等を幅広く提供することを目的とした人権ライブラリーの運営を行っている。</p> <p>人権を身近に感じることができ効果的な人権啓発を行うためには、啓発活動のあり方、手法等に対する市民のニーズや先進的な啓発手法についての積極的な情報収集や調査・研究が重要である。このため、同センターの会員となり、人権情報の収集に努めている。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>(公財)人権教育啓発推進センターセンターが発行する人権教育啓発情報誌「アイユ」を定期購読し、国及び各地方公共団体におけるさまざまな人権問題の取り組み状況等の情報を得ている。</p> <p>また、本市が制作した啓発資料を同センターに送付し、情報の発信を行っている。</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>人権教育啓発情報誌「アイユ」の定期購読により、国や他都市の状況を常に情報収集している。</p> <p>また、(公財)人権教育啓発推進センターが制作した人権啓発冊子等を市民配布用に購入している。人権啓発推進者養成講座の開催にあたっては、講師派遣(無料)を依頼するなど、同センターの事業を本市における啓発や研修に効果的に活用している。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>人権問題は、複雑化・多様化しているため、国内外の人権に関する有益な情報をもつ(公財)人権教育啓発推進センターを効果的に活用し、国等の人権問題に関する情報を的確に収集・研究していく必要がある。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
継続実施		

①推進のための取組み														
第4章 2-(2)-⑥ 調査・研究機能の充実														
②施策の方向性														
市民ニーズや事業効果の把握(再掲)														
③事業名		④実施期間		⑤所管局										
人権啓発モニター(再掲)		第4章 2-(2)-①,③		平成18年度～ 保健福祉局										
⑥事業・取組みの内容														
<p>【人権全般】</p> <p>市民一人ひとりが人権尊重の考え方を正しく理解し行動へとつなげていくためには、人権啓発が行政等からの一方的な情報提供ではなく、市民の理解と共感を得るとともに、人権を身近に考えることができるように推進する必要がある。</p> <p>そのためには、市民ニーズに加え、各種啓発事業の事業効果を把握することが不可欠であるため、毎年度ごとに人権啓発モニターを募集し、各種啓発事業への参加(視聴、閲覧)をお願いし、アンケートを実施するもの。(H25年度まで年3回 H26年度から年2回)</p> <p>【参加・視聴・閲覧していただく事業】</p> <p>1 福岡県同和問題啓発強調月間行事について 2 人権の約束事運動「ほっとハート北九州」について 3 人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」について 4 人権週間行事について 5 啓発冊子・パンフレットについて 6 その他 人権啓発の取り組みについてのご意見等</p> <p>【応募資格及び募集人員】</p> <p>市内に住む18歳以上の人。100名程度。</p>														
⑦令和4年度までの実施状況														
<p style="text-align: center;">【モニター数】 (単位:人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">73</td> <td style="text-align: center;">55</td> <td style="text-align: center;">69</td> <td style="text-align: center;">71</td> <td style="text-align: center;">74</td> </tr> </tbody> </table>					H30	R1	R2	R3	R4	73	55	69	71	74
H30	R1	R2	R3	R4										
73	55	69	71	74										
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由														
評 価														
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>平成25年度から募集方法を変え、市内在住者だけでなく市内への通勤・通学者も対象とした。モニターからは各事業の評価や意見、要望などについて具体的な提案が寄せられ、事業の課題が明確になるとともに、改善に向けたヒントを得ることができたため、効果的な啓発事業の推進につながった。</p>													
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し														
<p>継続して事業を実施する。より啓発事業の推進につながる設問の検討を図っていく必要があると考える。また、モニターへの参加人数を増やすため、募集方法の工夫が必要である。</p>														
⑩令和5年度以降の実施計画														
<p>今後も同様に継続していく。より多くの方の意見を啓発事業の参考とできるように募集方法を工夫する。概ね100名程度とし、今まで同様アンケート形式での意見聴取とする。</p>														

2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み

(2)人権啓発

⑦ 北九州市人権問題啓発推進協議会の活動の充実
人権啓発を推進するうえで重要な役割を果たす、市内企業、自治会、行政機関等で組織された「北九州市人権問題啓発推進協議会」の活動が充実するための連携や支援を強化します。

〈施策の方向性〉

・北九州市人権問題啓発推進協議会の組織や活動の活性化に対する連携・支援

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-⑦ 北九州市人権問題啓発推進協議会の活動の充実		
②施策の方向性		
北九州市人権問題啓発推進協議会の組織や活動の活性化に対する連携・支援		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
北九州市人権問題啓発推進協議会への支援(再掲) 第3章 2-(1),(8) 第4章 2-(2)-④	昭和50年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>北九州市人権問題啓発推進協議会は、人権問題の解決、人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動等を行うことを目的に、市内の企業、市民団体、行政機関などが会員として参加する全市を挙げた組織である。 北九州市、北九州市教育委員会等との連携のもと、主に会員を対象にした研修会、講演会、人権啓発推進者養成講座等の開催や、人権啓発研究集会等への会員の研修派遣、人権啓発資料の作成、配布や啓発DVD等の整備、貸出などの事業を行っている。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
事務局を人権推進センター内に置いて連携を図るとともに、人権啓発事業に要する経費の一部を助成している。		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>令和5年3月末日現在での会員数は375(うち企業部会272)。協議会では、企業への人権研修に力を入れており、全会員研修会や市と共催での人権啓発推進者養成講座等を実施している。</p> <p>令和4年度全会員研修会の受講者アンケートでは、回答者が講演内容について「大変良かった」「よかった」と回答した割合が、1回目研修会では約74%、2回目研修会では約90%であり、高い啓発効果が得られたと考えられる。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>事業自体は、会員団体の総意をもとに順調に実施してきており、各団体の人権啓発ならびに、人権啓発推進者の養成に寄与してきている。</p> <p>今後の課題は、新規会員団体の確保であり、北九州市人権問題啓発推進協議会加入の利点を企業内同和問題研修推進委員会関連企業などに呼びかけていく必要がある。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、人権啓発推進者養成講座等の開催 ・人権啓発研究集会等への会員企業等従業員の研修派遣 ・人権啓発資料の作成、配布や啓発ビデオ等の整備、貸出 ・人権の約束事運動「ほっとハート北九州」推進協議会への参加登録促進 などの支援 		